

項引續キ履行セラル様考慮セリ度

三西会社会同ニ職シ臨時休業等スル場合ハ日給金額支給サレ度

右嘆願ニ及ビ候

昭和五年十一月十八日

職工代表

安達勝重

合

若合直平

合

熊坂清市

株式会社安中電機製作所御中

七職負例ノ動靜

事務負及技術負三十五名ハ会社ノ合併ヲ關キ年末ヲ扣ヘ失

職スルハ生活ニ不安ヲ来スモノナリトシ技術員田川敏行ヲ

中心ニ対策ヲ協議シ左ノ要ル書ヲ会社ニ提出シ成行注視中

ナリ

従業員例ハ職工及職負全部宛業中ナリ

要 求 書

一新会社以テ因リ安中電機製作所ハ消滅スルヲ以テ安中電機

従業員ノ既得權ハ解職規定(退職手当及々五割増)ニ依リ十一月三十

日ヲ以テ現金支給ヲコト

二被整理者ニ對シテハ合併ノ前後ヲ問ハス一年間全給待命トスルコト

但シ飯郷者其他ノ為メ希望者ニハ右ノ總額ヲ即時支給ヲコト

三昭和五年下半年期分賞與金ハ被整理者ト否トヲ問ハス規定通

リ支給ノコト 但シ支給日ハ十一月三十日ニ繰上ノ事

四住宅料ハ本俸へ繰入ノ事尚減給絶對及對

五職負準職負ニシテ職負給與規定ニ該當セサル者ニ對シテハ前項

ニ準用支給スルコト

右要求ス

昭和五年十一月十七日

本社横浜神戸職負準職負一同